

産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う科学研究費助成事業  
補助事業期間延長承認申請書

平成27年〇〇月〇〇日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

〇〇大学・〇〇研究科・教授 〇〇 〇〇 [印]

機関番号 1 2 3 4 5

研究者番号 1 0 7 6 5 4 3 2

科学研究費助成事業について、産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴い下記のとおり学術研究助成基金助成金の補助事業期間を延長したいのでご承認くださるようお願いいたします。

記

1. 研究種目名 基盤研究(B)(一般)

2. 課題番号 2 6 2 3 4 5 6 7

3. 研究課題名 〇〇の××に関する総合的研究

4. 交付決定額

	直接経費	間接経費	合計
科学研究費補助金(平成27年度)	3,300,000円	990,000円	4,290,000円
学術研究助成基金助成金(期間全体)	5,000,000円	1,500,000円	6,500,000円

5. 使用状況

(1) 既受領額

	直接経費	間接経費	合計
科学研究費補助金(平成27年度)	3,300,000円	990,000円	4,290,000円
学術研究助成基金助成金(累計額)	3,600,000円	1,080,000円	4,680,000円

※「4. 交付決定額」の「間接経費」欄が「0」の場合は、「間接経費」欄に「0」を記入

(2) 支出済額

	直接経費	間接経費	合計
科学研究費補助金(平成27年度)	3,300,000円	990,000円	4,290,000円
学術研究助成基金助成金(累計額)	1,900,000円	570,000円	2,470,000円

(3) 未使用額 [(1) 既受領額 - (2) 支出済額]

	直接経費	間接経費	合計
科学研究費補助金(平成27年度)	0円	0円	0円
学術研究助成基金助成金	1,700,000円	510,000円	2,210,000円

6. 産前産後の休暇又は育児休業の開始年月日及び終了予定年月日  
平成27年10月1日 ~ 平成28年3月31日

7. 研究再開予定年月日  
平成28年4月1日

8. 補助事業期間  
(変更前) 平成26年度~平成29年度  
(変更後) 平成26年度~平成30年度

9. 産前産後の休暇又は育児休業の取得による変更後の研究計画別紙のとおり。

(注)・印刷に当たっては、A4判(縦長)・両面印刷すること。



## 様式 Z-13-2 「作成上の注意」

### ＜対応事業＞

基盤研究（B）、若手研究（A）・・・・・・・・・・平成24年度から平成26年度採択のみ（直接経費の配分総額が500万円以下の研究課題を除く。）

※様式Z-13-1「研究中断承認申請書」を提出する場合には、提出しないこと。

この申請書は、研究代表者が産前産後の休暇又は育児休業の取得により研究を中断したことに伴い、科学研究費助成事業のうち学術研究助成基金助成金（以下、「助成金」という。）の補助事業期間の延長を希望する場合に、研究の再開時（研究の再開予定日が補助事業期間終了後の場合は、補助事業期間内）に研究代表者が作成し、所属する研究機関を経由して提出すること。

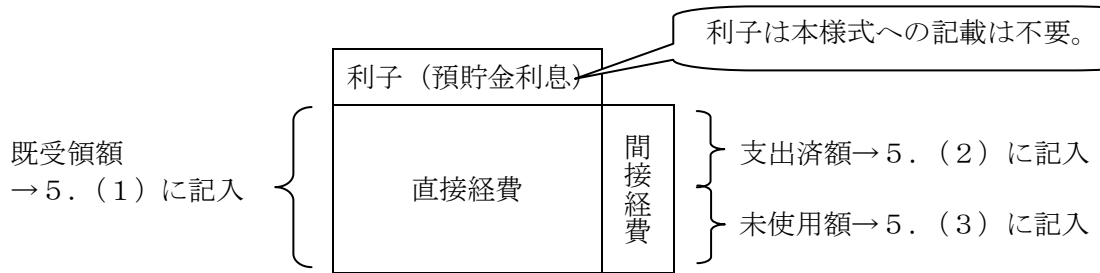
作成に当たっては、様式Z-13-2別紙（変更後の研究実施計画）を必ず作成し、様式Z-13-2に添付すること。

また、本申請書の提出にあたっては、初年度に提出した「交付申請書（様式X-2-1）」の写を一部添付すること。その他、提出時に添付すべき書類は「様式提出時 添付書類一覧（一部基金用）」を参照すること。

### 【注意事項】

1. 「研究代表者所属研究機関・部局・職・氏名」欄には、研究代表者の所属する研究機関名、部局名、職名を省略せずに記入すること（部局のない研究機関の場合は、部局名は不要。）  
研究代表者の氏名は、記名押印又は署名により記入すること。
2. 「機関番号」欄には、研究代表者が所属する研究機関の機関番号（5桁）を記入すること。
3. 「研究者番号」欄には、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の研究者情報に登録されている8桁の番号を記入すること。
4. 「2. 課題番号」欄には、交付決定通知書に記載の課題番号（8桁）を記入すること。
5. 「3. 研究課題名」欄には、交付申請書に記載の研究課題名を記入すること。
6. 「4. 交付決定額」欄には、交付決定通知書に記載の交付決定額を記入すること（間接経費交付決定額変更申請を行うなど交付決定額を変更した場合には、変更後の交付決定額を記入すること。）また、間接経費の交付を受けていない場合は、この欄を含め全ての間接経費欄に「0」を記入すること。  
なお、中断期間にあったために科学研究費補助金（以下、「補助金」という。）の交付決定を受けていない場合には、「-（ハイフン）」を記入すること。
7. 「5.（1）既受領額」欄には、補助金については当該年度の受領額を、助成金については、研究開始年度からこの申請書の提出時まで日本学術振興会から受領している額の累計額（支払請求書等を提出し受領を予定している助成金がある場合は、その金額も含めること。）を記入すること。  
「5.（2）支出済額」欄には、補助金については当該年度の支出額を、助成金については、研究開始年度からこの申請書の提出時までの支出額の累計額（利子（預貯金利息）を除く。）を記入すること。補助金の間接経費の額は、補助金の直接経費に実支出額の30%の額とし、円未満を切り捨てた額を記入すること。  
「5.（3）未使用額」欄には、補助金については「0」を、助成金については研究機関で研究再開時まで管理する額を記入すること。  
なお、いずれの欄も、中断期間にあったために補助金の交付決定を受けていない場合には、「-（ハイフン）」を記入すること。

【使用状況】



8. 「6. 産前産後の休暇又は育児休業の開始年月日及び終了予定年月日」欄には、研究代表者の所属する研究機関に確認の上、研究代表者の所属研究機関において承認された産前産後の休暇又は育児休業の開始年月日及び終了予定年月日を記入すること。

9. 「7. 研究再開予定年月日」欄には、産前産後の休暇又は育児休業終了後、研究を再開する予定年月日を記入すること。（産前産後の休暇又は育児休業の終了後1年以内に研究を開始すること。）

10. 「8. 補助事業期間」欄には、変更前の期間（交付申請書に記載の期間）と、変更後の補助事業期間を記入すること。

なお、学術研究助成基金助成金の補助事業を延長できる期間は、産前産後の休暇又は育児休業に伴い中断した期間に応じ以下のとおりとなるので注意すること。

例） 産前産後の休暇又は育児休業に伴う中断期間：3ヶ月	延長期間：1年度
産前産後の休暇又は育児休業に伴う中断期間：1年	延長期間：1年度
産前産後の休暇又は育児休業に伴う中断期間：1年6ヶ月	延長期間：2年度
産前産後の休暇又は育児休業に伴う中断期間：2年9ヶ月	延長期間：3年度

11. 「9. 産前産後の休暇又は育児休業の取得による変更後の研究計画」欄

様式Z-13-2別紙（変更後の研究実施計画）を作成し添付すること。作成に当たっては以下に留意すること。

①「交付申請書等に記載の額」欄

交付申請書に記載の助成金の直接経費の交付予定額（交付予定額の変更をしている場合は、最後に提出した様式に記載の助成金の直接経費の交付予定額）を年度毎に記入すること。補助事業期間外の欄には「-」を記入すること。

合計額が、「4. 交付決定額」欄の助成金の直接経費の額と同額となっていることを確認すること。

②「変更後の交付（予定）額」欄

助成金について、既に受領している直接経費の額及び変更後の直接経費の交付予定額を年度毎に原則10万円単位で記入すること。産前産後の休暇又は育児休業の期間中を含めて、いずれかの年度の交付予定額を「0円」とすることは可能であるが、研究を再開する年度の交付予定額は、研究を中断した時点での未使用額も考慮に入れた上でその年度に請求する額を記入すること。補助事業期間外の欄には「-」を記入すること。

合計額が、「4. 交付決定額」欄の直接経費の額と同額となっていることを確認すること。

研究を再開する年度の様式Z-2「支払請求書」の提出時期が来た際には、産前産後の休暇又は育児休業を取得中であっても、様式Z-2「支払請求書」を、所属する研究機関を経由して提出すること。なお、支払請求書の提出時期までに作成することが困難な場合には研究機関を経由して日本学術振興会に連絡すること。

③「研究再開後の研究実施計画」欄

ア 補助金及び助成金の使用予定（購入する物品及びその購入時期等）を考慮の上、研究再開後の研究実施計画を年度毎に区分して記述すること。記述に当たっては、当初研究実施計画からの変更内容が明らかになるように記入すること。

イ 複数の研究者により実施する研究計画については、研究計画を実施する際の各研究者相互の関係を明確に記入すること。

ウ 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題については、相手方の同意等を得たうえで研究計画を実施することが分かるように記入すること。

エ 本欄は英語で入力しても差し支えない。